

## 福岡県肝炎対策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 本県における肝炎対策の推進を図るため、福岡県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 協議会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福岡県医師会長が推薦する者
- (3) ウイルス性肝炎専門医師
- (4) 行政職員
- (5) 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (所掌事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な検討をする。

- (1) 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判断された者に対する相談及び診療指導
- (2) HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握
- (3) 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
- (4) 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (5) 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- (6) 肝炎診療に関わる人材の育成
- (7) 肝炎ウイルス総合対策事業（肝炎ウイルス検査）の評価
- (8) 慢性肝炎対策事業（インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療費助成）の評価
- (9) 肝炎ウイルス陽性等フォローアップ事業の評価
- (10) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の評価
- (11) 肝疾患診療連携拠点病院（肝炎医療コーディネーター養成業務を含む）における指標等の設定
- (12) 治療医療機関におけるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療の質を確保

するため、治療医療機関への助言及び指導

(13) インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費の一部助成制度に係る認定審査

(14) 肝がん・重度肝硬変入院医療費の一部助成制度に係る認定審査

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選で選出する。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員長以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会の下に慢性肝炎及び肝がん・重度肝硬変認定審査会（以下「審査会」という。）を置くこととする。

2 審査会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、改正後の第4条第11項の規定については、平成29年4月1日から施行する。